

「法人税」マスター講座



役員 の 定義 と 役員 給与

役員とは、法人から委任を受けて経営を行なう人のことをいいます。一方で法人に雇用されて業務に従事する人を「使用人」といいます。

法人税法の役員には、株式会社等の取締役、執行役、会計参与、監査役や一般社団法人等の理事、監事、解散した法人の清算手続を行う「清算人」のほか、法人の経営に従事している一定の人も含まれます（「みなし役員」といいます。図表1参照）。

「使用人以外の者」とは、取締役等には就いていないが使用人でもない人のことで、相談役や顧問、総裁や組合長等が該当します。ただし営業所長や工場長、支店長や支配人、主任といった単なる組織上の役職や地位だけでは持たない人は「使用人以外の者」に含まれません。図表1参照。

「特定株主」とは、使用人のうち一定の株式等を所有する人のことです（図表2参照）。

「経営に従事している」とは、次のような計画や決定に自分の意思を反映させることをいいます。

- ・ 職制の決定
- ・ 販売計画
- ・ 仕入計画
- ・ 製造計画
- ・ 人事計画（任免、給料や賞与の決定）
- ・ 資金計画（借入れや増資の決定）
- ・ 設備計画 など

オーナー社長の奥様が経理担当として会社で働いているケースで考えてみましょう。

奥様の仕事が現金管理や会計記帳といった簡単な業務だけであれば、「経営に従事している」とは

いえないので「みなし役員」とはなりません。一方で、自ら銀行と交渉して融資の条件を決めるような重要な意思決定をしている場合は、「経営に従事している」ので「みなし役員」となります。

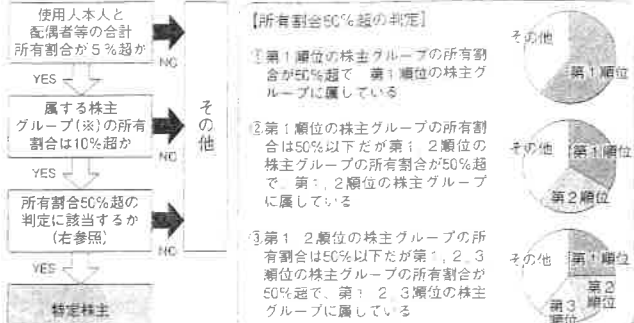
法人税法上の役員給与の取扱い

法人が役員に支給する給与を「役員給与（賞与や退職金を含む）」といえます。

役員給与の取扱いは以下のようになっています。

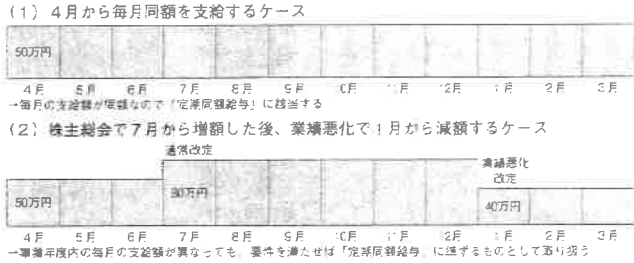
- ① 役員給与の損金算入（退職給与を除きます）  
役員給与は、次のいずれかに該当する場合に損金となります。  
① 定期同額給与  
定期同額給与とは、給与を支給するタイミングが、月払いや週

図表2 特定株主の判定



※株主グループは、使用人本人の親族等や関係者が支配している会社や経営者地位にある個人を合せて判定します。株主の上位のグループの所有割合が同じになる会社を「関係会社」といいます。

図表3 定期同額給与のイメージ(3月決算法人の場合)



- ② 業績連動給与とは、利益や株価等の指標を基礎にして算定する給与のことです。同族会社でない法人が業務執行役員に対して支給する給与で、一定の要件を満たすものが該当します。
- ③ 過大な役員給与の損金不算入  
これらに該当する場合

- ① 実質基準  
次の状況を総合勘案して算定した金額となります。  
・ 法人の収益  
・ 法人の使用人に対する給与の支給状況  
・ 類似した業種や規模の法人の役員給与の支給状況  
・ その他
- ② 形式基準  
定款の規定や株主総会等の決議によって定められている支給限度額となります。
- ③ 仮装経理等により支給する役員給与の損金不算入  
帳簿や伝票に虚偽の記載をする等、事実の隠ぺいや仮装した経理処理をして役員に支給した給与の額は損金とはなりません。

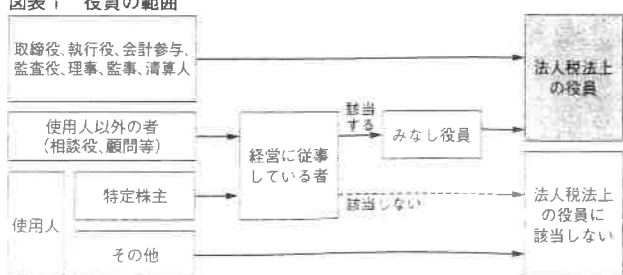
払いのように1か月以下の期間で、支給される金額が同じ事業年度内で同額（源泉所得税や社会保険料を控除した手取額が同額である場合も含む）であるものをいいます。

ただし、事業年度内に給与額を改定した場合でも、次の場合は定期同額給与に準ずるものとして取り扱います（図表3参照）。

経営が著しく悪化して役員給与を減額せざるを得ない場合等の「業績悪化改定」

「事前確定届出給与」とは、支給する時期や金額を事前に決めて、その決めた内容に基づいて支給する給与のことです。代表取締役の賞与を支給する「同族会社が非常勤役員に年2回給与を支給する」といった場合でも、事前確定届出給与に該当すれば支給する法人側の損金となります。

図表1 役員 の 範囲



税理士 平井満広

掲載テーマ  
 ① 役員 の 定義 と 役員 給与  
 ② 使用人 職務 役員 と 株主 主  
 ③ 交際 費 の 取扱い  
 ④ 賞 与 金 の 取扱い  
 ⑤ 租 税 公 課 の 取扱い  
 ⑥ 日 間 給 付 の 取扱い